

2020年6月

アフターコロナの
投資の視点

経済復興と気候変動抑制に向けた世界の動き 『グリーンリカバリー』

コロナ危機の最初の波が、日本や欧米各国で収束に向けて動き出す中、世界では今、コロナ危機後の経済復興と気候変動抑制に向け動き始めています。

今、なぜグリーンリカバリーなのか

「グリーンリカバリー」とは、**コロナ危機後の経済対策において中長期的な気候変動対策を重視する動き**であり、欧米を中心にこの機運が高まっています。

気候変動対策は、持続可能な経済実現のための喫緊の課題です。コロナ危機を理由にこれを後退させてはなりません。

むしろ、コロナ危機を受けた経済対策と、気候変動対策に必要な投資をリンクすることができれば、**限りある予算を効率的に活用し、景気回復を支援しながら持続可能な経済への移行を促進**できるとの観点から「グリーンリカバリー」が注目されているのです。



“ COVID-19からの復興への取り組みに多額の資金を費やすなか、環境に配慮したグリーンな方法で新しい雇用やビジネスを提供しなければなりません。”

グテーレス国連事務総長
2020年4月メッセージより抜粋

グリーンリカバリーを巡る世界の動き

復興基金案 約90兆円

欧州委員会は2020年5月、環境とデジタルを重視した復興基金「次世代EU」の予算案として約90兆円※（7,500億ユーロ）を公表

気候変動対応を 救済措置の条件に

フランス政府は、2020年4月大手航空会社への資金支援の条件として、CO²排出量削減、排出量の少ない機体への更新、持続可能な代替燃料の導入等を要請へ

330社以上が グリーンリカバリーを要請

マイクロソフト、VISA、ナイキ、セールスフォースなど330社以上が、2020年5月、米国議会に対しグリーンリカバリーを実現する立法を求める声明を提出

数字で確認！最新ニュース

約3,770兆円※

グリーンリカバリーを支持するイニシアチブに賛同する 機関投資家の運用資産総額

2020年5月、約1,200の団体が賛同するインベスター・アジェンダ（低炭素社会の実現に向けて取り組む機関投資家イニシアチブ）創設の7団体が各国政府に対しグリーンリカバリーを要請。

出所：国際連合広報センター（2020年4月22日プレスリリース）、インベスター・アジェンダホームページ、各種報道等を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
※ 2020年5月末現在の為替レートを使用（1ユーロ＝119.75円で換算、1米ドル＝107.83円で換算。）

「グリーンリカバリー」の広がりにより、当ファンドが投資する気候変動問題への対応を積極的に行っている企業への注目度がさらに高まり、企業の株価にもプラスの影響が期待されます

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク



株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク



ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク



ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク



短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク



海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

投資信託に関する留意点

■ 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。■ 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。■ 投資信託は預金ではありません。■ 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。■ 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■ 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

お申込みメモ

お申込の際は、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

| | |
|---------|---|
| 信託期間 | 2029年2月26日までとします。(設定日：2019年6月14日) |
| 決算日 | 年2回決算、原則として毎年2月および8月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は2020年2月25日とします。 |
| 収益分配 | 原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 |
| 申込受付不可日 | 以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込を受付けません。 ●ルクセンブルクの銀行休業日 ●フランスの祝休日 ●ユーロネクストの休業日 ●ニューヨーク証券取引所の休業日 ●米国証券業金融市場協会が定める休業日 ●12月24日 ●委託会社が指定する日 |
| 購入単位 | 1万円以上1円単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。 |

当資料のお取扱についてのご注意

●当資料は販売用資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき構成されておりますが、内容の正確性あるいは完全性については、これを保証するものではありません。また、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料中のコメントは、当社独自のものであり、必ずしも一般的なものとは限りません。当資料に示された記述内容、数値、図表等は、当資料作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●当資料は法令等に基づく開示書類ではありません。●ファンドは値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、組入れた証券の値動き、為替相場等の影響によって基準価額は変動します。したがって購入金額を下回り、損失が生じる場合があり、投資元金および分配金が保証されているものではありません。●投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入のお客さまが負うこととなります。●投資信託は預金、保険ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じて購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。●お申込の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえご自身でご判断ください。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。

手数料・費用等

投資者の皆さまに実質的にご負担いただく手数料等の概要は以下のとおりです。ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

〈投資者が直接的に負担する費用〉

| | | | | | |
|---------|--|-------------------|---------------------|-------------------|--------|
| 購入時手数料 | 株式会社三井住友銀行における購入時手数料率は、お申込金額 [※] に応じて、以下のようになります。 | | | | |
| | お申込金額 | 1億円未満 | 1億円以上5億円未満 | 5億円以上10億円未満 | 10億円以上 |
| 手数料率 | 3.3% (税抜3.0%) | 1.65% (税抜1.5%) | 0.825% (税抜0.75%) | 0.55% (税抜0.5%) | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | |

※お申込金額 = (購入価額 × 購入口数) + 購入時手数料(税込)

【ご注意ください】例えば、お申込金額1,000万円でご購入いただく場合、指定金額（お支払いいただくお申込金額）の1,000万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、1,000万円全額が当該投資信託のご購入代金となるものではありません。

●「分配金自動再投資型」において、分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | <p>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.078% (税抜0.98%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>【信託報酬の配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25% (税抜)</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.70% (税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03% (税抜)</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支払方法】 毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。</p> | 支払先 | 料率(年率) | 役務の内容 | 委託会社 | 0.25% (税抜) | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 0.70% (税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.03% (税抜) | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------|--|---|-------|--------|-------|------|------------|---|------|------------|---|------|------------|----------------------------------|
| | 支払先 | 料率(年率) | 役務の内容 | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 0.25% (税抜) | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.70% (税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.03% (税抜) | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担の上限 | <p>純資産総額に対して年率1.878% (税込)</p> <p>ファンドの信託報酬年率1.078% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.8%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</p> | | | | | | | | | | | | | |

◆上記の運用管理費用（信託報酬）は、当資料作成日現在のものです。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込は

設定・運用は



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



商号等：アムンディ・ジャパン株式会社(金融商品取引業者)
登録番号 関東財務局長(金商)第350号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会